

第37号議案

島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

島根県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年島根県条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表島根県立中央病院の項診療科目の欄中「小児外科」の次に「、消化器外科」を加え、同項病床数（床）の欄中「588」を「572」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表島根県立中央病院の項病床数（床）の欄の改正規定は、規則で定める日から施行する。